

草津川跡地公園（区間2）遊具等設置工事（設計・施工）プロポーザル（公募型）
発注者の要求事項

1 工事内容等

- | | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 複合遊具等の設計、製作 | 一式 |
| (2) 複合遊具等の設置 | 一式 |
| (3) 日陰施設等の設計、制作、設置工事 | 一式 |
| (4) 安全施設の設置工事（遊び場セーフティサイン、安全マット、安全柵等） | 一式 |
| (5) 遊具設置に伴う整地工事（安全領域確保のための整地等） | 一式 |
| (6) 広場の利用に関する注意看板等制作設置工事 | 一式 |

※設置は基礎を含む。

※契約上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

2 要求要件

【目的物に関する事項】

(1) 契約上限額

39,142,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、上記金額の内訳は下記を想定している。

複合遊具等：19,712,000円

日陰施設等：19,430,400円

(2) 設置箇所

草津市下笠町他地内（草津川跡地公園（区間2）内）

(3) 敷地面積

約120㎡（原則、資料2において赤線で示すエリアとする。）

(4) 設置予定施設等

① 複合遊具 1基以上

② 日陰施設 4基以上

③ その他（契約上限額の範囲内で娯楽性、安全性、施工性等の向上に必要な公園施設の提案を行うこと。）

(5) 遊具等仕様

① 遊具の対象年齢は、6歳～12歳とする。

② 使用期間が長寿命化するよう耐久性のある材料で構成されていること。

③ 遊具等は、維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とする。

④ 遊具の規準として、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（国土交通省）や「遊具の安全に関する基準（最新版）」（一般社団法人日本公園施設業協会）に適合すること。

⑤ 日陰施設はデザイン性、耐久性、安全性を兼ね備えているものとし、1基当た

り11m²以上を4基以上設置すること。また、構造形式は骨組膜構造と同等以上にすること。

(6) 配慮事項

- ① 草津川跡地公園は、高質なガーデン空間として整備していることから、その空間ならびに既存の遊具等と調和のとれる遊具等にすること。
- ② 草津川跡地公園のさらなるにぎわい創出が期待できる遊具等にすること。また、安全性を確保する遊具等にすること。
- ③ 基礎は、土砂の流出等による露出がない構造とすること。
- ④ 遊具等設置に付随し、必要な整地工事があれば、契約上限額の範囲内で対応すること。
- ⑤ 遊具を利用するこどものニーズや環境に応じた遊具等にすること。

【施工に関する事項】

(1) 工期

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

(2) 工事計画

工程計画表、施工計画書等については、任意様式により別途提出すること。

(3) 建設副産物

現場より発生する建設副産物については、適正に処分すること。

(4) 施工中の安全確保

作業及び周辺の安全確保を第一とすること。

(5) 配慮事項

- ① 工事の実施に伴い影響を受けた公園施設は、原状機能を回復すること。
- ② 草津川跡地公園内において、他工事や維持管理、イベント等を実施しているため、地域住民や指定管理者、民間活動エリア事業者等と綿密に調整を行うこと。
- ③ 遊具等設置にあたり、樹木等が支障となる場合、市と協議のうえ移植等を行うこと。
- ④ 日陰施設は遊具設置箇所の周辺にある既存ベンチに設置すること。既存ベンチは2種類あり、サイズはW1400・D320・H420、W1800・D420・H585である。
- ⑤ 日陰施設設置に当たり、建築基準法に基づく手続きが必要であるため、受注者は責任をもって履行すること。また、その他にも工事着手前および施工中、施工完了後に行う諸官庁へ届出する必要書類等がある場合、受注者は責任をもって履行すること。申請に伴う費用は受注者が負担し、申請は工期内に工事完了できるように進めること。
- ⑥ 特記仕様書（資料3）に定める事項を適切に実施すること。

3 提案を求める範囲

<必須事項>

- (1) 複合遊具の設計・製作 一式
- ①目的物の構造形式
レイアウト等の目的物の構造形式を提案により求める。
- ②デザイン
提案目的物の概要図（完成予想図）を提案により求める。
- ③維持管理
各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策の提案を求める。
- (2) 複合遊具の設置 一式
- ①現地条件を踏まえた施工計画の提案を求める。
- (3) 日陰施設等の設計、制作、設置工事 一式
- (4) 安全施設の設置工事（遊び場セーフティサイン、安全マット、安全柵等） 一式
- (5) 遊具設置に伴う整地工事（安全領域確保のための整地等） 一式
- (6) 広場の利用に関する注意看板等制作設置工事 一式
- ※設置は基礎を含む。
※契約上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

<提案可能事項>

- (1) その他、遊具を利用するために必要となる施設
- (2) インクルーシブ遊具や健康遊具などより多くの人に広く親しまれる機能の追加

4 施工条件

- (1) 搬入道路
公園内の一部舗装は車両の通行を想定していないため、搬入車両によっては養生が必要となる。搬入の際は、監督職員と協議の上、実施すること。
- (2) 施工時間帯
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く 9 時 0 0 分から 1 7 時までとする。ただし、監督職員が認める場合はこの限りでない。

5 資料

- ・ 位置図（資料 1）
- ・ 設置箇所図（資料 2）
- ・ 特記仕様書（資料 3）
- ・ 参考図面（資料 4）